

平成21年5月11日開催教育委員会会議記録

1 開会・閉会等について

日 時	平成21年5月11日(月) 午後1時15分
場 所	教育委員会室
開 会	午後1時15分
閉 会	午後2時25分
出席委員	
委 員 長	高 木 新 太 郎
委 員	高 杉 政 宏
委 員	高 林 眞 理
委 員	横 井 利 男
教 育 長	久 保 孝 之
説明のために出席した職員	
教育委員会事務局次長	坂 本 康 治
庶 務 課 長	後 藤 隆 宏
学 務 課 長	石 井 秀 和
指 導 室 長	仁 王 紀 夫
すみだ教育研究所長	須 藤 浩 司
生涯学習課長	福 山 弘
スポーツ振興課長	郡 司 剛 英
あずま図書館長	渡 邊 久 尚

2 会議の概要

高木委員長 それでは、教育委員会を始めたいと思います。本日の会議録署名人は、高杉委員にお願いいたします。

(平成21年3月23日教育委員会会議録確認)

(平成21年3月30日教育委員会会議録確認)

議決事項第1・第2

議案第39号「墨田区学校安全衛生管理者等設置要綱の制定について」及び議案第40号「墨田

区学校安全衛生委員会設置要綱の制定について」の案件を上程し、庶務課長が説明する。

高木委員長 この2議案については前回の教育委員会に提出しましたが、内容については再度検討ということでしたので、今回内容を修正し再提出しています。1つ説明し忘れたのだと思いますが、3ページ及び6ページの付則についても、前は4月1日としていましたが6月1日に修正しています。まず墨田区学校安全衛生管理者等設置要綱についてはいかがですか。以前提出されたものには第7条に産業医の権限がありましたが、第6条の職務と同語になっていましたので、第7条を削除しています。それから、墨田区学校安全衛生委員会設置要綱ですが、この前議論したのは、第3条の第3項第2号に、教職員を構成員とする職員団体の推薦した者のうちから教育委員会が指名した者とあり、誰を想定しているのかということでした。また、第3条第3項第1号にあった教職員については、衛生に関し経験を有する者に限るという部分を今回は削除しています。職員団体から推薦した者というのは前回と変わっていないのですが、教職員の職員団体への加入率が低いのに良いのかという意見が前回ありましたので、庶務課長にも確認したのですが、それに匹敵するような団体や互助会などはないようです。当面この規定を適用しますが、何か問題が起きた場合にはどう対応するのかだと思います。

久保教育長 この件に関しましては、前回、今委員長がお話されたようなご指摘がありました。第1号が管理者側の立場にある者から、第2号が実際の作業に当たっている者から委員を指名することになっていて、第2号の者をどう選ぶかについては、互選してもらおうということも含めているいろいろな方法があると思いますが、現実には例えばこのための選挙を行ったりするのは不可能に近いですし、またその場合、一体何を根拠にどう選択することになるかが不明確な中では、一定のまとまりがあり、自分たちの勤務条件の一部である労働安全について造詣を持って対応してくれる職員団体からの推薦を受けて、その推薦の中から指名していくほうが選出方法としては妥当ではないかと思い、今回はこういう表現をさせていただいていると前回申し上げました。そういう点では、確かにまだ教職員全体をカバーする団体ではないので十分ではありませんが、当面はこの方法で推薦させていただいて、課題が出てきたときには、また改めてこの場でご議論いただきながら規定を修正していきたいと考えています。

教育委員会事務局次長 もう1点加えますと、職員団体から職員の労働安全衛生に関する検討会をつくり、当局としても日常的に教職員の健康管理に励んでほしいという要望が強くありましたので、そういう意味から我々としても応えていくものをつくるとすれば、声ある声をここで反映させたいと思いますので、委員長がご心配されるようなここに属さない職員からこの要綱に定める委員にはふさわしくないのではないかという議論が出ないとも限りませんが、少なくともすべての教職員の健康管理について職員団体としては是非提言をし、かつ検討・協議機関を設けてほしいという声が挙がってきたという経緯を踏まえ、それなりの多くの職員の声を代弁しているのが職員団体であり、またそこから委員を出してもらおうというのが今回の1つの目的にも沿うのではないかと考えています。

高木委員長 そのほかご質問はございませんか。よろしいでしょうか。それでは、議決事項第1、議案第39号、墨田区学校安全衛生管理者等設置要綱の制定について及び議決事項第2、議案第40号、墨田区学校安全衛生委員会設置要綱の制定については、原案どおり制定することにしたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

高木委員長 それでは、原案どおり決定いたします。

報告事項第 1

「行政財産の使用承認について」、資料 1 のとおり庶務課長が説明する。

高木委員長 要するに継続して使用するということですね、報告承りました。

報告事項第 2

「平成20年度教育委員会所管施設の利用状況について」、資料 2 のとおり学務課長、生涯学習課長、スポーツ振興課長及びあずま図書館長が説明する。

高林委員 15ページのすみだ生涯学習センター事業の教育相談室の総計が年々減っておりますけれども、これは何か理由があるのでしょうか。

生涯学習課長 これはあくまでも予想ですが、19年度に全校にスクールカウンセラーが配置された影響というのもあるかと生涯学習センターの館長と話していたところでございます。

高杉委員 施設の利用状況とは少し話が違うのですが、あわの自然学園の利用状況は毎年大体このくらいと思いますが、昨年視察へ行ったときに私から見ますとかなり建物が傷んでいるように感じましたので、修繕がかなり必要だと思いますが、修繕の計画などはありますか。

教育委員会事務局次長 学校も含めて老朽化が進んでいる施設が大変多いので、毎年それなりの予算要望はしておりますが、どうしても優先順位を決めますと後ろのほうにいつてしまうということがあります。この件は引き続き予算要望について努力させていただきたいと思います。

高木委員長 あわの自然学園の施設そのものをどう考えているかだと思います。継続的かつ積極的に捉えるのであれば対策を取らないといけませんよね。

高杉委員 そうですね。年数が過ぎれば過ぎるほどやはり全体の費用というのは加速度的に膨らんでくるので、そうはいつても優先順位があるのでしょうかけれども、継続的に使用する目標があるのであればなるべく早くに修繕を行ったほうが良いと思います。

高木委員長 その辺の意思決定が必要な気がします。

久保教育長 あわの自然学園につきましては、平成12年か13年に榛名高原学園と一緒に校外施設のあり方ということで検討させました。榛名高原学園については閉鎖をして、その分の財源を別のところに補充することにいたしました。あわの自然学園は、そんなに新しい施設ではないのですが、榛名高原学園に比べると新しい施設ですし、小学生の移動教室の場所としては比較的手軽なところで子どもたちの安全管理がしやすいほうが良いのではないかと現場サイドの意見もありましたので、あわの自然学園はもうしばらく様子を見ようということで現在まで残してきました。しかし、現在までこの施設をどうするのか最終的な結論が出ていけませんので、そろそろ議論をすべきだという気はいたします。以前検討した際は単にどこを修繕するのか、またはしないのかという議論のみならず、長期的なあり方について協議しました。このときに留保としたもう1つの理由は、福島県の旧館岩村に区民の保養施設を建設する計画が当時まだ残っており、その中に移動教室がもし組み込めれば、あわの自然学園の使用はしないなど様々なバリエーションが考えられるということで、先送りになっていたところがあります。結果的に保養施設の目途が立たなくなりましたので、来年度予算の積算に向けてそろそろ検討を始める必要があると思います。

高林委員 スポーツ施設の利用者数が減少しているということですが、スポーツをする人口が減っているのでしょうか。

スポーツ振興課長 恐らくほぼ横ばいですが、暫時減少はしています。それは施設の老朽化や公共施

設に頼らなくても多様なスポーツができるような状況が整いつつあることが理由としてあげられますが、例えば民間の屋内スポーツ施設というのが大分建設されてきましたし、そういうところに通っている方は区のスポーツ施設よりもそちらの方が利用しやすいという場合もあるようです。このようなニーズの多様化も1つの原因だと思います。あとはスポーツ人口の年齢がどんどん上がっているというのも事実としてあります。

高林委員 文化関係の団体もそうですが、体育連盟に加入している色々な団体もかなり平均年齢が高くなっており、なかなかうまく世代交代ができないように見聞きしています。スポーツ振興課として何かその辺のアドバイスはしていますか。

スポーツ振興課長 現在、体育協会への加盟団体は33団体あり、その中の役員にはこれまで定年制を設けていませんでしたが、昨年度に定年制を設けまして、役員の若返りを図っています。まずそこから世代交代を進めていく1つの突破口にしたいと考えています。

久保教育長 スポーツ施設の利用が全般的に減っているわけではなく、増えているところもありますし、減っているところもあるというのが実態ではないかと思っています。弓道場などは傾向的に減っていますが、これはそのスポーツに関わる人たちの数が減少傾向にあるように思いますし、それから屋内プール関係がやはり減少傾向ですが、これは施設の老朽化やプールのある施設が他でも利用できるからだと思います。一方でサッカーやテニスなどはここ3年ぐらい横ばいですが、それ以前に比べれば増えているということもあります。全般的に言えば、利用状況が増えている施設もあれば、減っている施設もありますので、1つはそれぞれの競技人口の盛衰を表しており、また、施設の老朽化や代替施設の有無による変化が見えるかと思っています。今後、スポーツに関する施策を考えるに当たり、民間の施設との競合問題やむしろ民間に任せるべきものは任せるという役割分担も含めて、検討する必要性があるかと思っています。

高木委員長 例えば、20ページの図書館の資料を見ますと、仮にあずま図書館と寺島図書館が統合されると図書総数が43万冊になり、他の図書館と比べると断然数字が違いますよね。このようなところからも図書館の役割を考えていく必要性があるような気がします。こういう資料は非常に有益ですので、また何かお気づきの点がありましたら個別に担当課長のほうへ連絡していただきたいと思っています。

報告事項第3

「インフルエンザの集団発生について」、資料3とおり学務課長が説明する。

教育委員会事務局次長 現在の新型インフルエンザの状況等について若干ご説明させていただきます。国外での新型インフルエンザ多発の状況を踏まえまして、庁内で区長を本部長とした新型インフルエンザに関する対策本部会議を現在までのところ2回開催いたしました。まず連休に入る直前の5月1日に開催し、連休中における各施設の安全状況の確保について庁内での周知徹底を図りました。それまでに各学校等に対していろいろな文書も配布していただきましたので、それについては各委員さんにFAXでお配りさせていただいたところです。その後大型連休に入り、連休中に児童・生徒並びに教職員、業者等も含めて海外に渡航する方々が多いということで、これは教育委員会だけに限りませんが、連休明け前の5月6日にやはり対策本部会議を開きました。その席で区長から非常事態等が発生した場合にはそれぞれの所管の役割分担に応じてきちんと対応するようという指示がございました。本日席上にお配りしましたが、5月7日に学務課長と指導室長名で学校での対応についてという文書を各幼稚園と各小中学校に通知し、うがいや手洗い等を励行し、もし体調不良の者がでた場合に

はしかるべき対応をするように周知徹底を図ったところでございます。それから、子どもたちについても朝の登校前にきちんと体温を計って学校に来るように周知徹底を図りましたが、実はその日、既に新聞やテレビ等で報道されたとおり、新型インフルエンザの所管である保健衛生部において、東京都からの情報がきちんと処理されず放置されていたという状況が発覚いたしました。これは連休中に、東京都から成田、中部、関西、福岡の4つの空港に帰国した方たちがどの自治体に帰ったのかを通知し、その後の健康状況については各自治体の保健所が確認及び追跡調査を下さいということで、東京都から保健計画課にその個人情報が電子メールで来ていたのですが、5月7日に至るまでそのメールを開かなかつたため、結局109人分の帰国の状況がそのまま放置されて追跡調査をしいていなかったということが発覚して大きな問題になり、マスコミからの取材対応に追われたところです。今日、その新聞記事をお手元に配らせていただきましたけれども、まさに区長が申しているとおり、これはあってはならない出来事です。その後、急いでその109人の方々の追跡調査を実施し、5月7日の深夜までにはほんの数人を除き状況が確認できまして、いずれも健康不良はないということで、胸をなでおろしたところですが、再度区長からもこういった情報の管理については、十分に確認をして周知徹底し、対応策を取るべきであるという強いお達しがありました。大変ご心配をおかけしましたが、現在までいずれの方も健康上の不安はないということを確認していますので、引き続き今後も十分国や東京都からの情報を確認をしつつ区民の方々の健康状態について把握をし、墨田区で発症、蔓延することのないように取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解のほうお願いいたします。

横井委員 このことだけに限らず、こういうメールをやりとりする場合の一般的な問題として、一方的に墨田区だけが悪いのかということがこの記事のどこかに書いてあり、都もどこに送るのか確認してないということですよ。厚生省と東京都の連携、あるいは今度逆に我々教育委員会がどこかにメールを送る場合もどこに送るべきなのかということをきちんと確認するという話はできていますか。

教育委員会事務局次長 今回は2つの問題があったと思っております。1つはまず、保健衛生部の問題点ですが、こういった感染症対策に専門的に対応するための部署として、昨年度から保健予防課というのを新設し、かつての本所保健所になりますが、感染症対策に総合的に対応することとしました。ところが今回、東京都からこの渡航者リストの個人情報が届けられたのは、区役所の中にある保健計画課ということで、ここでメールが連休明けまで誰にも開かれなかったという状況でした。それはあくまでも内部の問題ですので、保健予防課が担当課なのに東京都からのメールが誤って保健計画課に来ていたことを問題とするのか、それとも区のほうでこういう情報については保健予防課に連絡するように明示していたのかどうか、この辺お互いのやりとりがうまくいかず齟齬があったようですので、今後はその辺を明確にするために窓口の一本化に取り組んでいかなければいけないと思います。それから、もう1つは、国や東京都を通じて各地方自治体に情報がまいります。窓口が実は一本化してないという現状がございます。厚生労働省なり東京都保健衛生局を通じて区の保健衛生担当に情報がくるルートがまず1本ありますが、もう一方で実は私どもが学校等に対し送付する文書は、東京都の教育委員会から各自治体の教育委員会に送られてきたものです。また、子育て部門や老人保健部門など、それぞれの所管にも東京都の違う部署から情報が来ているという現状も今回ございました。そういう意味では、国から都道府県、それから市区町村への情報の伝達の方法については、幾つもルートがございます。果たしてどれが信頼すべき筋なのか、所管の情報だけで動いていて良いのか判断に迷う部分もありますので、情報管理や収集、あるいは周知徹底というのは一元管理されるべきも

のと思っておりますが、現状はそうになっていませんので、大きな課題として捉えています。

高木委員長 メールを送る側と受け取る側との齟齬があったということですが、最初の毎日新聞を見ますと、区の保健計画課は大型連休中のメール確認作業は保健計画課ではなく、保健予防課が担当だと言っており、言い逃れしているのが気になります。やはり公の機関というのは責任を取らなければいけないのに責任逃れしようというところが多いですね。

高林委員 今いろいろな情報がほとんどメールで送付されますよね。私ども委員もそうですし、多分教育委員会から各学校やいろいろなところにもメールで知らせるのが多いと思いますが、それは必ず受け取ったときの返信が義務づけられているのですか。それとも送りっぱなしですか。

学務課長 今回、私どもから連休明けの対応について学校から報告を求める案件があったので、5月1日にFAXとメールの両方で通知をしました。それにつきましては区の内部メールですと学校の方で見たのかどうかわかりますので、それを5月5日に開封確認をして、開封していないところも含めて再度その日のうちにこういう案内をメールで送ったので見てくださいと連絡しております。

高林委員 そうですね。やはりその辺がまだまだ私どももそういうのに慣れてなく、つい見落としてしまう部分がありますし、メールも余りたくさんあると開かないこともあるかもしれないので、気を付けなくてはいけないと今回改めて思いました。私ども委員もFAXとメールの両方でいただく場合とメールだけの場合、それからFAXだけの場合とありまして、メールのときは割と受け取った旨の返事をするのですが、FAXのときは意外とそのままにしてしまうのがありますので、その辺は徹底したいと改めて反省いたしました。

学務課長 一般論としてですが、インターネットの電子メールというのは相手に届くことが確実ではないので、自分は発信したけれども相手が確実に受け取ったかどうか、また届いたかどうかも含めて技術的にはあやふやなものです。そういう意味では東京都が送ったものについて相手に対して受信確認をしていないこと自体も問題があるというふうに思います。今回の我々の反省点としてはメールが届いたら届いた旨の返信をするように周知する必要があるということだと思いました。

高木委員長 大事に至らなくて何よりだったと思います。

報告事項第4

「平成21年度学校図書館連携システム導入校の決定について」、資料4のとおりあずま図書館館長が説明する。

(特に意見なし)

報告事項第5

「墨田区立図書館・図書室の休館について」、資料5のとおりあずま図書館館長が説明する。

(特に意見なし)

高木委員長 それでは、以上で予定の議決事項、報告事項はすべて終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。